

介護老人保健施設
チェックリスト

施設の名称

記入責任者

介護老人保健施設基準（第1 基本方針）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
基本方針	① 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指したものであるか。	適	否	該当なし	運営規程 施設サービス計画書 パンフレット等	法第96条第1項 平11厚令40第1条第1項
	② 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めているか。	適	否	該当なし		平11厚令40第1条第2項
	③ 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適	否	該当なし		平11厚令40第1条第3項

介護老人保健施設基準（第2 人員に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
1 介護老人保健施設 (1) 医師	<p>介護保険法第97第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。</p> <p>① 基本型介護老人保健施設にあつては、常勤の医師を1人以上配置しているか。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設等については、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であつて、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	適	否	該当なし	<p>職員勤務割表 職員組織図 辞令 出勤簿 資格証 前年度の入所者が分かる書類</p> <p>法第97条第2項、法第74条第1項 平11厚令40第2条第1項第1号 平12老企44第2の1の(1) 平11厚令40第2条第6項及び7項</p>	
	<p>② 分館型介護老人保健施設は、基本型介護老人保健施設に配置されている医師が配置されているときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えなく、この場合、例えば、入所者30人の分館型介護老人保健施設にあつては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。</p>	適	否	該当なし		平12老企44第2の1の(1)
	<p>③ 病院又は診療所と併設されている併設介護老人保健施設にあつては、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないが、このうち一人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理責任を持つ医師となっているか。また、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。</p>	適	否	該当なし		平12老企44第2の1の(2)
(2) 薬剤師	<p>介護老人保健施設の実情に応じた適当数配置されているか。</p> <p>※ 薬剤師の員数は、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。</p>	適	否	該当なし	<p>平11厚令40第2条第1項第2号 平12老企44第2の2</p>	
(3) 看護職員又は介護職員	<p>① 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p>	適	否	該当なし	平11厚令40第2条第1項第3号	
	<p>② 看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度となっているか。</p>	適	否	該当なし	平11厚令40第2条第1項第3号	

介護老人保健施設基準（第2 人員に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等						
		適	否	該当し								
	<p>③ 看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられているか。</p> <p>ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。</p> <p>ア 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。</p> <p>イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">常勤職員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 20%;">非常勤職員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 10%;">常勤換算数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> </table>	常勤職員	人	非常勤職員	人	常勤換算数	人	適	否	該当し		平 12 老企 44 第 2 の 3
常勤職員	人	非常勤職員	人	常勤換算数	人							
(4) 支援相談員	<p>① 1以上配置しているか。(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上。)</p> <p>② 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。</p> <p>ア 入所者及び家族の処遇上の相談 イ レクリエーション等の計画、相談 ウ 市町村との連携 エ ボランティアの指導</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が本体施設及び当該施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員の配置については、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じた適当数でよい。</p> <p>※分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てても差し支えない。</p>	適	否	該当し		平 11 厚令 40 第 2 条 第 1 項 第 4 号						
		適	否	該当し		平 12 老企 44 第 2 の 4 の (1)	平 11 厚令 40 第 2 条 第 6 項					
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	<p>常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設等については、本体施設（介護老人保健施設に限る）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が、当該本体施設又は併設医療機関及びサテライト型小規模介護老人保健施設等入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	適	否	該当し		平 11 厚令 40 第 2 条 第 1 項 第 5 号 平 11 厚令 40 第 2 条 第 6 項 及び 7 項						

介護老人保健施設基準（第2 人員に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等			
(6) 栄養士	<p>入所定員 100 以上の施設にあっては、常勤の者を 1 以上配置しているか。 ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。 入所定員が 100 人未満の施設においても 1 人以上の常勤職員の配置に努めるべきである。</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設及び病床数 100 以上の病院に限る）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供が、サテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	適	否	該当し		<p>平 11 厚令 40 第 2 条第 1 項第 6 号 平 12 老企 44 第 2 の 6</p> <p>平 11 厚令 40 第 2 条第 6 項及び 7 項</p>			
(7) 介護支援専門員	<p>① 1 以上配置しているか。（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）</p> <table border="1" data-bbox="427 692 943 751"> <tr> <td>介護支援専門員資格の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設（介護老人保健施設又は病院（指定介護療養型医療施設に限る）に限る）に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が本体施設及び当該施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	介護支援専門員資格の有無	有	無	適	否	該当し		<p>平 11 厚令 40 第 2 条第 1 項第 7 号</p> <p>平 11 厚令 40 第 2 条第 6 項</p>
	介護支援専門員資格の有無	有	無						
	<p>② 専らその職務に従事する常勤の者を 1 名以上配置しているか。</p> <p>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。また、本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。</p>	適	否	該当し		<p>平 12 老企 44 第 2 の 7 の (1) 平 12 老企 44 第 2 の 7 の (2)</p> <p>平 11 厚令 40 第 2 条第 5 項</p>			
<p>③ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。（ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。）</p>	適	否	該当し		<p>平 12 老企 44 第 2 の 7 の (2)</p>				
(8) 調理員、事務員 その他の従業者	<p>① 介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置しているか。</p> <p>ただし、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービスを提供できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えない。</p>	適	否	該当し	業務委託契約書	<p>平 11 厚令 40 第 2 条第 1 項第 8 号 平 12 老企 44 第 2 の 8 の (2)</p>			

介護老人保健施設基準（第2 人員に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
(9)入所者数の算定	<p>従業者の員数を算定する場合の入所者数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に許可を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p>※前年度の平均値は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p>	適	否	該当し		平11厚令40第2条第2項

介護老人保健施設基準（第3 施設及び設備に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
1 施設	<p>介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。 届けたものと相違がある場合は、変更許可を受けているか。</p> <p>① 療養室 ② 診察室 ③ 機能訓練室 ④ 談話室 ⑤ 食堂 ⑥ 浴室 ⑦ レクリエーション・ルーム ⑧ 洗面所 ⑨ 便所 ⑩ サービス・ステーション ⑪ 調理室 ⑫ 洗濯室又は洗濯場 ⑬ 汚物処理室</p>	適	否	該当なし	<p>運営規程 平面図（求積図） 設備・備品台帳 変更届（写）</p>	<p>法第97条第1項 平11厚令40第3条第1項第1～13号</p>
	<p>機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したものの以上となっているか。</p> <p>※施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えないものであること。したがって、談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあることは差し支えないこと。</p>	適	否	該当なし		<p>平12老企44第3の2の(1)の①</p>
2 施設の基準 (1) 療養室	① 一の療養室の定員は、4人以下となっているか。	適	否	該当なし		<p>平11厚令40第3条第2項第1号イ</p>
	<p>② 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。</p> <p>〔ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備〕 の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えない。</p> <p>（経過措置） 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもののうち、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成6年厚生省令第1号）附則第2項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの施設について、②の規定を適用する場合においては、「8平方メートル」とあるのは、「6平方メートル」とする。</p>	適	否	該当なし		<p>平11厚令40第3条第2項第1号ロ 平12老企44第3の2の(1)の②イ</p> <p>平11厚令40附則第4条</p>
	③ 地階に設けていないか。	適	否	該当なし		<p>平11厚令40第3条第2項第1号ハ</p>

介護老人保健施設基準（第3 施設及び設備に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	④ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 1 号ニ
	⑤ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 1 号ホ
	⑥ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 1 号ヘ
	⑦ ナース・コールを設けているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 1 号ト
(2) 診察室	医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②ロ
(3) 機能訓練室	1 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。 サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、40 平方メートル以上の面積を有し、必要な機械・器具を備えているか。 ※機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導したにおける運動機能や ADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであるため、これに必要な器械・器具を備えていること。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 2 号 平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②ハ
(4) 談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 3 号
(5) 食堂	2 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。 (経過措置) みなし介護老人保健施設であって、平成 4 年 9 月 30 日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第 3 条第 2 項第 4 号の規定を適用する場合には、同号中「2 平方メートル」とあるのは「1 平方メートル」とする。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 4 号 附則第 5 条
(6) 浴室	① 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 5 号イ
	② 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽が設けられているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 5 号ロ

介護老人保健施設基準（第3 施設及び設備に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
(7) レクリエーション・ルーム	③ 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②ホ
	レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 6 号
(8) 洗面所	療養室のある階ごとに設けられているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 7 号
(9) 便所	① 療養室のある階ごとに設けられているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 8 号イ 平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 8 号ロ
	② ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。	適	否	該当なし		
	③ 常夜灯が設けられているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 2 項第 8 号ハ
(10) サービス・ステーション	看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けられているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②ハ
(11) 調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②ト
(12) 汚物処理室	汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②チ
(13) その他	① 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②リ
	② 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②リ
	③ 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所で行われているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ②リ
(14) 施設の専用	① (1) ～ (12) の施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。（ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。） ※共用が認められない施設（療養室、診察室） ※ただし書が適用される場合＝病院、診療所又は特養等の社会福祉施設とが併設される場合（同一敷地内にある場合、又は行動を挟んで隣接している場合をいう。）	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 3 条第 3 項 平 12 老企 44 第 3 の 2 の (1) の ③イ

介護老人保健施設基準（第3 施設及び設備に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
3 構造設備の基準	<p>① 建物のうち、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設を有するものについては、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>〔ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建物とすることができる。〕 また、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、要件を満たす（スプリンクラー設備の設置等）木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。〕</p>	適	否	該当なし	建築確認書済証等基準が分かる書類 設備の図面	平 11 厚令 40 第 4 条第 1 号 平 12 老企 44 第 3 の 3
	<p>② 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けているか。 （経過措置） みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の設備及び設備、人員並びに運営に関する基準附則第3条の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備については、②の規定は適用しない。</p>	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 2 号 平 11 厚令 40 附則第 6 条
	<p>③ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。 〔ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。〕</p>	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 3 号
	<p>④ 階段には、手すりを設けているか。</p>	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 4 号
	<p>⑤ 廊下の構造は次のとおりとなっているか。 ア 廊下の幅は（内法によるものとし、手すりから測定して）1.8メートル以上となっているか。 ただし、中廊下（廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下）の幅は、2.7メートル以上となっているか。</p>	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 5 号イ 平 12 老企 44 第 3 の 3 の (4) の ①
	<p>（経過措置） みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準（昭和63年厚生省令第1号）附則第2条第1項の規定の適用を受け、この省令の施行の際老人保健施設として平成12年1月19日までに開設していたものの構造設備についてはアの規定は、適用しない。</p>					平 11 厚令 40 附則第 7 条 平 12 老企 44 第 3 の 4 の (4)

介護老人保健施設基準（第3 施設及び設備に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	イ 手すりを設けているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 5 号ロ
	ウ 常夜灯を設けているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 5 号ハ
	⑥ 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 4 条第 6 号
	⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法第 17 条の規定に基づく消防用設備及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備）を設けているか。	適	否	該当なし	消防署の立入検査に関する記録	平 11 厚令 40 第 4 条第 7 号

○ 療養病床等の転換先の老人保健施設の施設基準の緩和

	経過措置が講じられた老人保健施設		備 考	一般の老人保健施設
	病院からの転換	診療所からの転換		
床面積	1人当たり 6.4㎡以上	1人当たり 6.4㎡以上		1人当たり 8.0㎡以上
廊下幅（中廊下）	1.2m（1.6m）以上	1.2m（1.6m）以上	廊下幅は、壁から測定した幅でよい。	1.8m（2.7m）以上
食堂	1人当たり 1㎡以上	食堂+機能訓練室が1人当たり3㎡以上 (注1)(注2)		1人当たり 2㎡以上
機能訓練室	40㎡以上（注1）			1人当たり 1㎡以上

（注1）サテライト型老人保健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

（注2）食堂：1人当たり1㎡及び機能訓練室：40㎡以上でもよい。

・療養室の面積基準に係る経過措置が終了する平成24年4月1日以降についても、平成18年7月1日以後に新築又は大規模な改修等の工事に着手していない療養病床を転換した介護療養型老人保健施設の療養室は、次の新築又は改築等を行うまでの間に限り、引き続き、経過措置を認める。なお、平成24年4月1日以降、当該基準に該当する施設であって、本則の基準であって1人当たり8㎡以上であることを満たしていないものについて、基準を満たしている施設との均衡に配慮した介護報酬上の評価を行うこととする。ただし、療養室が談話室に近接して設けられているものにあつては、本則の基準基準（8㎡）から「談話室の面積÷談話室に近接する療養室の定員数」を減じた面積以上を満たす場合はこの限りでない。

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。	適	否	該当なし	運営規程 入所申込書 重要事項説明書 同意を得た文書 (契約書)	平 11 厚令 40 第 5 条
	(2) 文書は、わかりやすい（誤解を招かない）ものとなっているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 1
2 提供拒否の禁止	(1) 介護老人保健施設は、正当な理由なく、介護保険施設サービスの提供を拒んではいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適	否	該当なし	要介護度の分布が分かる資料	平 11 厚令 40 第 5 条の 2 平 12 老企 44 第 4 の 2
3 サービス提供困難時の対応	(1) 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	適	否	該当なし	連絡・紹介等の記録	平 11 厚令 40 第 5 条の 3
4 受給資格等の確認	(1) 介護老人保健施設は、介護保険施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画書	平 11 厚令 40 第 6 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 6 条第 2 項
5 要介護認定等の申請に係る援助	(1) 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適	否	該当なし	入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 7 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 7 条第 2 項
6 入退所	(1) 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に介護保健施設サービスを提供しているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 8 条第 1 項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
6 入退所	<p>(2) 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。</p>	適	否	該当なし	入所申込書 入所者名簿 要介護度の分布がわかる資料	平 11 厚令 40 第 8 条第 2 項 平 12 老企 44 第 4 の 6 の (2)
	<p>(3) 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第 8 条第 21 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めているか。</p>	適	否	該当なし	施設サービス計画	平 11 厚令 40 第 8 条第 3 項
	<p>(4) 入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、その者に居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、家庭での療養へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。</p>	適	否	該当なし		平 12 老企 44 通知第 4 の 6 の (3)
	<p>(5) 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、これを記録しているか。 検討に当たっては、医師、薬剤師（配置されている場合に限る。）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。 その検討は、入所後早期に、また、病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも 3 ヶ月ごとには行っているか。</p>	適	否	該当なし	判定会議議事録 入退所判定経過記録 定期的な判定経過記録等	平 11 厚令 40 第 8 条第 4 項
		適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 8 条第 5 項
		適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 6 の (4)
<p>(6) 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	適	否	該当なし	サービス担当者会議の要点等	平 11 厚令 40 第 8 条第 6 項	
7 サービスの提供の記録	<p>(1) 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。</p>	適	否	該当なし	被保険者証	平 11 厚令 40 第 9 条第 1 項
	<p>(2) 介護老人保健施設は、介護保健サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p>	適	否	該当なし	施設サービス計画書 入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 9 条第 2 項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
8 利用料等の受領	<p>(1) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	適	否	該当し	<p>金銭台帳の類 請求書及び領収証 介護給付費明細書 運営規程 利用料金等の説明文書</p>	平11厚令40第11条第1項
	<p>(2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p>	適	否	該当し		平11厚令40第11条第2項
	<p>(3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 ② 居住に要する費用 ③ <u>厚生労働大臣の定める基準</u>（平成12年厚生省告示第123号）に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ <u>厚生労働大臣の定める基準</u>（平成12年厚生省告示第123号）に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理美容代 ⑥ 上記①から⑤に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>また、①～④の用については、別に厚生労働大臣が定めるところ（「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号））によるものとする。</p>	適	否	該当し		<p>平11厚令40第11条第3項</p> <p>第1号 第2号 第3号</p> <p>第4号</p> <p>第5号 第6号</p> <p>平12老企44第4の9の(3)</p> <p>※厚生労働大臣の定める基準（平12告示123号）＝厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等</p>

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	(4) 介護老人保健施設は、上記①から⑥に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。 上記①～④に掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 11 条第 5 項
	(5) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第 82 条）に定めるところにより、領収証を交付しているか。	適	否	該当なし		法第 48 条第 7 項 （準用法第 41 条第 8 項）
	(6) 介護老人保健施設は、領収証に介護保健施設サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適	否	該当なし		施行規則第 82 条
9 保険給付の請求のための証明書の交付	介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。	適	否	該当なし	サービス提供証明書	平 11 厚令 40 第 12 条
10 介護保健施設サービスの取扱方針	(1) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行っているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画書 入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 13 条第 1 項
	(2) 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 13 条第 2 項
	(3) 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 13 条第 3 項
	(4) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。	適	否	該当なし	身体拘束に関する記録	平 11 厚令 40 第 13 条第 4 項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 					<p>平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き)</p>
	<p>(5) 介護老人保健施設（身体的拘束等を行っている施設）の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、介護老人保健施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。</p>	適	否	該当なし		<p>平 13 老発 155 の 2,3</p>
	<p>(6) 介護老人保健施設（身体的拘束等を行っている施設）の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 改善計画に盛り込むべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 施設の設備等の改善 ⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 入所者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 	適	否	該当なし	改善計画書	<p>平 13 老発 155 の 3,5</p>
	<p>(7) 介護老人保健施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、記録の記載は、介護老人保健施設の医師が診療録に記載しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>	適	否	該当なし	身体拘束に関する記録 診療録	<p>平 11 厚令 40 第 13 第 5 項 平 12 老企 44 第 4 の 11 の (1) 平 13 老発 155 の 6</p>

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	(8) 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	否	該当なし	評価を実施した記録	平 11 厚令 40 第 13 条第 6 項
11 施設サービス計画の作成	(1) 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画	平 11 厚令 40 第 14 条第 1 項
	(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 12
	(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 14 条第 2 項
	(4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 14 条第 3 項
	(5) 計画担当介護支援専門員は、(4)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。	適	否	該当なし	面接の記録	平 11 厚令 40 第 14 条第 4 項
	この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適	否	該当なし		
	このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 12 の (4)
	(6) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画の原案	平 11 厚令 40 第 14 条第 5 項
(7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下(12)までにおいて「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的見地からの意見を求めているか。	適	否	該当なし	担当者会議等の記録 照会に対する回答の記録	平 11 厚令 40 第 14 条第 6 項	
なお、「他の担当者」とは、医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係するものを指す。					平 12 老企 44 第 4 の 12 の (6)	

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
11 施設サービス計画の作成	<p>(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 なお、施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。</p> <p>施設サービス計画の原案 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務付けているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。</p>	適	否	該当なし	説明内容の記録 同意に関する記録 施設サービス計画の原案	平11厚令40第14条第7項 平12老企44第4の12の(7)
	<p>(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。 なお、交付した施設サービス計画は、基準省令第38条第2項の規定に基づき、2年間保存しておかなければならない。</p>	適	否	該当なし	計画交付書（控）	平11厚令40第14条第8項 平12老企44第4の12の(8)
	<p>(10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。</p>	適	否	該当なし	施設サービス計画書 実施状況を評価した記録	平11厚令40第14条第9項
	<p>(11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 なお、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しているか。</p>	適	否	該当なし	連絡時、面接時の記録 実施状況を評価した記録 入所者の事情を示す記録	平11厚令40第14条第10項
	<p>(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	適	否	該当なし	施設サービス計画変更時の記録 協議、照会の記録	平11厚令40第14条第11項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等	
		適	否	該当なし			
12 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。				診療録 入所者に関する記録 処遇日誌	平 11 厚令 40 第 15 条第 1 号	
	(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	適	否	該当なし			
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。	適	否	該当なし			平 11 厚令 40 第 15 条第 2 号
	(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	適	否	該当なし			平 11 厚令 40 第 15 条第 3 号
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っているか。	適	否	該当なし			平 11 厚令 40 第 15 条第 4 号
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。	適	否	該当なし			平 11 厚令 40 第 15 条第 5 号
	(6) 別に厚生労働大臣が定める（平成 12 年 3 月 30 日厚生省告示第 125 号）医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。	適	否	該当なし	平 11 厚令 40 第 15 条第 6 号		
13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	(1) 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	適	否	該当なし	入所者に関する記録 診療録 診療状況に関する情報の提供表	平 11 厚令 40 第 16 条第 1 項	
	(2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 16 条第 2 項	
	(3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 16 条第 3 項	
	(4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 16 条第 4 項	

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
14 機能訓練	(1) 介護老人保健施設は、医師、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士（理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行っているか。	適	否	該当なし	訓練に関する計画 訓練に関する記録	平 11 厚令 40 第 17 条
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入所者一人について、少なくとも週2回程度行っているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 15
15 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画書	平 11 厚令 40 第 18 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行っているか。 また、介護老人保健施設は、その実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施しているか。	適	否	該当なし	入浴に関する記録 健康チェック記録 看護に関する記録 入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 18 条第 2 項 平 12 老企 44 第 4 の 16 の (1)
	(3) 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適	否	該当なし	排せつに関する記録 入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 18 条第 3 項
	(4) 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 18 条第 4 項
	(5) 褥瘡 <small>じよくそう</small> が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しているか。 〔 褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。 〕	適	否	該当なし	褥瘡対策のための指針、 褥瘡対策チームの活動資料 (褥瘡予防計画、評価資料)	平 11 厚令 40 第 18 条第 5 項
ア 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践ならびに評価をしているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 16 の (3) ①	
イ 専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい）を決めているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 16 の (3) ②	

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	ウ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 16 の (3)③
	エ 褥瘡対策のための指針を作成しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 16 の (3)④
	オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施しているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 16 の (3)⑤
	カ 施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましいが、活用しているか。	適	否	該当なし		
	(6) 介護老人保健施設は、(1)～(5)のほか入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適	否	該当なし	入所者に関する記録	平 11 厚令 40 第 18 条第 6 項
	(7) 介護老人保健施設は、その入所者 に対して、入所者の負担により、当該老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 18 条第 7 項
16 食事の提供	(1) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	適	否	該当なし	献立表 実施状況記録	平 11 厚令 40 第 19 条第 1 項
	(2) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 17 の (2)
	(3) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 19 条第 2 項
	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降となっているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 17 の (3)
	(5) 食事の提供に関する業務は介護老人保健施設自らが行うことが望ましいが、第三者に痛くする場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該施設の最終責任下で委託しているか。	適	否	該当なし	委託契約書	平 12 老企 44 第 4 の 17 の (4)
	(6) 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの状態を食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 17 の (5)
	(7) 利用者に対しては十分な栄養食事相談を行っているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 17 の (6)

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	(8) 食事内容について、当該施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適	否	該当なし	食事せん	平 12 老企 44 第 4 の 17 の (7)
17 相談及び援助	介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適	否	該当なし	運営規程 入所者に関する記録 相談に関する記録	平 11 厚令 40 第 20 条
18 その他のサービスの提供	(1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適	否	該当なし	事業計画書 事業報告書	平 11 厚令 40 第 21 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適	否	該当なし	入所者に関する記録 面会に関する記録	平 11 厚令 40 第 21 条第 2 項
19 入所者に関する市町村への通知	介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ア 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適	否	該当なし	市町村に送付した通知に係る書類	平 11 厚令 40 第 22 条
20 管理者による管理	介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。（他の病院等を管理していないか。） ただし、以下の場合であって、当該介護老人保健施設の管理上支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 (1) 当該介護老人保健施設の従業者としての職務に従事する場合 (2) 当該介護老人保健施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者として職務に従事している場合であって、当該介護老人保健施設の管理業務に支障がない場合 (3) 当該介護老人保健施設が本体施設であって、当該本体施設のサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 (4) 当該介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接な連携を有するものに限る。）である場合であって、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	適	否	該当なし	運営規程 組織図	平 11 厚令 40 第 23 条

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
21 管理者の責務	(1) 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	該当なし	組織規程等 業務日誌	平 11 厚令 40 第 24 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 24 条第 2 項
22 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	適	否	該当なし	入所者に関する記録 協議記録 情報提供表（文書） 入所者の同意書 苦情に関する記録 事故記録	平 11 厚令 40 第 24 条の 2
	① 入居申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。	適	否	該当なし		
	② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、従業者の間で協議すること。	適	否	該当なし		
	③ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。	適	否	該当なし		
	④ 基準第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。	適	否	該当なし		
⑤ 基準第 36 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。	適	否	該当なし			
23 運営規程	(1) 介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	適	否	該当なし	運営規程	平 11 厚令 40 第 25 条
	ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ その他施設の運営に関する重要事項 〔当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。〕	適	否	該当なし		
24 勤務体制の確保等	(1) 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適	否	該当なし	就業規則 運営規程 雇用契約書 職員勤務割表	平 11 厚令 40 第 26 条第 1 項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	(2) 介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 23 の (1)
	(3) 介護老人保健施設は、夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制を取っているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 23 の (2)
	(4) 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。 ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理、洗濯等）	適	否	該当なし	業務委託契約書	平 11 厚令 40 第 26 条第 2 項
	(5) 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適	否	該当なし	研修計画 研修資料	平 11 厚令 40 第 26 条第 3 項
25 定員の遵守	介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	適	否	該当なし	入所者名簿 運営規程	平 11 厚令 40 第 27 条
26 非常災害対策	施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適	否	該当なし	消防計画 非難訓練に関する記録	平 11 厚令 40 第 28 条
	なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうが、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては、その者に行わせているか。	適	否	該当なし	防火管理者の確認	平 12 老企 44 第 4 の 24 の (3)
	また、「関係機関への通報（連携）体制の整備」とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものであり、これを実施しているか。	適	否	該当なし	関係機関への通報（連携） 体制の整備	
	また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	適	否	該当なし	消防計画に準ずる計画	

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
27 衛生管理等	(1) 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医療品および医療用具の管理を適正に行っているか。	適	否	該当なし	受水槽の清掃記録 医薬品等の管理記録 現場確認	平 11 厚令 40 第 29 条第 1 項
	(2) 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ※感染対策委員会は、幅広い職種（例えば施設長、医師、事務長、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするともに専任の感染対策担当者を決めておくこと。感染対策委員会は、施設内の他の委員会と独立して設置・運営し、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	適	否	該当なし	感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のため の指針 感染対策委員会資料 職員研修記録	平 11 厚令 40 第 29 条第 2 項
	イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を作成しているか。 ・平常時の対策 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） 日常のケアにかかる感染対策等（標準的な予防策（例えば血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目） ・発生時の対応 発生状況の把握 感染拡大の防止 医療機関や保健所、市町村等の関係機関等の連携 医療処置 行政への報告等 ・施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制の整備 ※具体的には「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参照のこと。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html)	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 29 条第 2 項第 2 号

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育を年2回以上開催し、新規採用時には必ず感染対策研修を実施しているか。</p> <p>研修の実施内容について記録されているか。</p> <p>調理や清掃などの業務を委託している場合は、委託先の者に対して、施設の指針が周知されているか。</p>	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 29 条第 2 項第 3 号 平 12 老企 44 第 4 の 25 の (2) の ③
	(3) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われているか。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 25 の (1) の ①
	(4) 施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保っているか。特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知に基づき、適切な措置を講じているか。	適	否	該当なし	防止対策をまとめたもの 現場確認 衛生マニュアル	平 12 老企 44 第 4 の 25 の (1) の ② 平 12 老企 44 第 4 の 25 の (1) の ③
	(5) 施設は、空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 25 の (1) の ⑤
28 協力病院	(1) 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めているか。	適	否	該当なし	掲示板 契約書	平 11 厚令 40 第 30 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 30 条第 2 項
	(3) 協力病院は介護老人保健施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね 20 分以内の近距離にあるか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 26 の (1)
	(4) 協力病院に対しては、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 26 の (3)
29 掲示	(1) 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適	否	該当なし	掲示場所確認 運営規程 届出書（写）	平 11 厚令 40 第 31 条

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
30 秘密保持等	(1) 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適	否	該当なし	就業時の取り決め等の記録	平 11 厚令 40 第 32 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 32 条第 2 項
	(3) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	適	否	該当なし	入所者の同意書	平 11 厚令 40 第 32 条第 3 項
31 広告制限	介護老人保健施設は、当該老人介護保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならないか。 ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名 ウ 平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 97 号に定める事項 エ その他都道府県知事の許可を受けた事項	適	否	該当なし	公告 ポスター パンフレット 運営規程	法第 98 条
32 居宅介護支援事業者への利益供与の禁止	(1) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 33 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 33 条第 2 項
33 苦情処理	(1) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 必要な措置とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。	適	否	該当なし	運営規程 重要事項説明書 掲示物	平 11 厚令 40 第 34 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適	否	該当なし		苦情に関する記録
	(3) 介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 29 の (2)

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	(4) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	該当なし	指導等に関する記録	平11厚令40第34条第3項
	(5) 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適	否	該当なし	市町村からの求めの内容報告の記録	平11厚令40第34条第4項
	(6) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適	否	該当なし	指導等に関する記録 改善に関する記録	平11厚令40第34条第5項
	(7) 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適	否	該当なし		平11厚令40第34条第6項
34 地域との連携	(1) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	適	否	該当なし	地域交流に関する記録	平11厚令40第35条第1項
	(2) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。	適	否	該当なし		平11厚令40第35条第2項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
35 事故発生時の対応	<p>(1) 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事故の防止に関する基本的考え方 ・介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ・介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ・介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制が整備されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事故等について報告するための様式の作成されているか。 ・介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに上記の様式に従い報告されているか。 ・事故発生防止のための委員会で上記報告された事例を集計し、分析されているか。 ・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底しているか。 ・防止策を講じた後に、その効果について評価しているか。 <p>ウ 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催されているか。</p> <p>※事故発生の防止のための委員会は、幅広い職種（例えば施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに専任の安全対策を担当する者を決めておくこと。事故発生の防止のための委員会は、施設内の他の委員会と独立して設置・運営し、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>エ 従業員に対する研修を定期的に行っているか。</p>	適	否	該当なし	<p>事故の発生又は防止のための指針 事故記録 ヒヤリ・ハット事例報告 事故発生防止のための委員会資料 職員研修記録</p>	<p>平 11 厚令 40 第 36 条第 1 項 平 11 厚令 40 第 36 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 11 厚令 40 第 36 条第 1 項第 2 号</p> <p>平 11 厚令 40 第 36 条第 1 項第 3 号</p> <p>平 11 厚令 40 第 36 条第 1 項第 3 号</p>
		適	否	該当なし		
		適	否	該当なし		
		適	否	該当なし		

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	※指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育を年2回以上開催し、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施しているか。 ※研修の実施内容について記録されているか。	適	否	該当なし		平 12 老企 44 第 4 の 31 の④
	(2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 36 条第 2 項
	(3) 介護老人保健施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 36 条第 3 項
	(4) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供による賠償すべき事故が発生した場合は、損害補償を速やかに行っているか。	適	否	該当なし	損害賠償時の記録	平 11 厚令 40 第 36 条第 4 項
36 会計の区分	(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適	否	該当なし	会計関係書類	平 11 厚令 40 第 37 条
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」や「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適	否	該当なし		平 12 年 3 月 31 日老発第 378 号 平 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号
37 記録の整備	(1) 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。	適	否	該当なし		平 11 厚令 40 第 38 条第 1 項
	(2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年保存しているか。 ① 施設サービス計画 ② 基準第8条4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ③ 基準第9条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 基準第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 基準第22条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑥ 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑦ 基準第36条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置	適	否	該当なし	施設サービス計画 居宅復帰を検討した記録 施設サービス提供の記録 身体拘束に関する記録 市町村への報告 苦情に関する記録 事故記録	平 11 厚令 40 第 38 条第 2 項

介護老人保健施設基準（第4 運営に関する基準）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当し		
	(3) 介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれるが、診療録については、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存しているか。	適	否	該当し	診療録	平12老企44第4の33
37 開設許可等の変更	<p>(1) 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の入所定員その他介護保険法施行規則第136条第2項に定める事項を変更しようとしたときは、知事の許可を受けているか。</p> <p>ア 敷地の面積及び平面図</p> <p>イ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造施設の概要</p> <p>ウ 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画</p> <p>エ 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）</p> <p>オ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）</p> <p>※ただし、運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p>	適	否	該当し	変更許可書類	<p>法第94条第2項</p> <p>施行規則第136条第2項</p>
	<p>(2) 介護老人保健施設の開設者は、当該老人介護保健施設の開設者の住所その他介護保険法施行規則第137条に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を知事に届け出ているか。</p> <p>ア 施設の名称及び開設の場所</p> <p>イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 開設者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要</p> <p>オ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分を除く。）</p> <p>キ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）</p> <p>ク 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ケ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>コ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	適	否	該当し	変更届出類	<p>法第99条</p> <p>施行規則第137条</p>

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
1 基本的事項	① 介護保健施設サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第21号別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定される額となっているか。	適	否	該当なし	介護給付費請求書（控） 介護給付費明細書（控） 領収証（写）等	平12厚告21の一
	② 介護保健施設サービスに係る費用の額は、平成12年厚生省告示第22号（厚生大臣が定める1単位の単価）に別表第一に定める単位数を乗じて算定しているか。	適	否	該当なし	施設サービス計画 介護給付費算定に係る体制等の届出書（控）	平12厚告21の二
	③ ①、②により介護保健施設サービスに要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適	否	該当なし		平12厚告21の三
2 介護保健施設サービス (1) 介護保健施設サービス費	① 介護保健施設サービス費については、平成12年厚生省告示第26号（厚生大臣が定める施設基準）に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）を満たすものとして県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定（小規模介護保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保険施設サービス費については、入所者が入所した日から180日以内の期間に限り算定）しているか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 なお、入所者の数又は医師、看護職員（看護婦、看護師、准看護婦、准看護師をいう。）、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が平成12年厚生省告示第27号（厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号により算定しているか。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 ①看護職員又は介護職員の数が常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。 ②通所介護費等の算定方法第12号ロに規定する基準（介護老人保健施設基準第2条に定める員数（医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員）を置いていない）に該当していないこと。	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注1

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>※厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ①夜勤を行う看護職員又は介護職員が2以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が40以下の介護老人保健施設であって、常時緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては1以上） ②ユニット型介護老人保健施設の場合、2ユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。</p> <p>※厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 ①月平均の入所者が運営規程に定められている入所定員を超えていること。 ②医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の配置が基準を下回っていること。</p>					
(2) ユニットにおける職員に係る減算	<p>① ユニット型介護保険施設サービス費について、平成12年厚生省告示第26号の47により準用される同告示の9に定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 ※基準 イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のロの注2
(3) 身体拘束廃止未実施減算	<p>① 平成12年厚生省告示第25号の40の基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ※基準 介護老人保健施設基準第13条第5項、第43条第7項に規定する基準</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注3
(4) 夜勤職員配置加算	<p>① 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事届け出た介護老人保健施設については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算しているか。 ※基準 ①入所者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数（以下「入所者等の数」という。）が41以上の施設にあつては、入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。 ②入所者等の数が40以下の施設にあつては、入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注4

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当		
(5) 短期集中リハビリテーション実施加算	① 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。	適	否	該当		平 12 厚告 21 別表の 2 のイ・ロの注 5
(6) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	① 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設が、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。 ※当該加算における集中的なリハビリテーションとは、1週につき概ね3日以上実施する場合をいう。 ※当該加算は、当該入所者が過去3月間の間に当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定することができる。	適	否	該当		平 12 厚告 21 別表の 2 のイ・ロの注 6
(7) 認知症ケア加算	① 平成 12 年厚生省告示第 26 号（厚生大臣が定める施設基準）の 49 に適合しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算しているか。	適	否	該当		平 12 厚告 21 別表の 2 のイ・ロの注 7
(8) 若年性認知症入所者受入加算	① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ※基準 ①受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。	適	否	該当		平 12 厚告 21 別表の 2 のイ・ロの注 8
(9) 入所者が外泊したときの費用の算定について	① 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定しているか。 なお、外泊の初日及び最終日を算定していないか。	適	否	該当		平 12 厚告 21 別表の 2 のイ・ロの注 9

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
<p>(10) 従来型個室に入所する者の取扱いについて</p>	<p>① 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以降引き続き従来型個室に入所するもの（平成12年厚生省告示第23号の35に定める者に限る。）に対して、多床室の報酬を算定しているか。 ※定める者 平成17年9月1日から同月30日までの間において、特別な室料を支払っていない者</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注10
	<p>② 次のいずれかに該当する者に対して、介護保険施設サービス費を支給する場合は、多床室の報酬を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断したもの ロ 平成12年厚生労働省告示第26号の五十（療養室の面積が8.0㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注11
<p>(11) ターミナルケア加算</p>	<p>① 平成12年厚生労働省告示第23号の四十三に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、所定の単位数を加算しているか。 ※入所者（次のいずれにも適合している入所者） イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 入所者又はその家族等の同意を得て入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 ニ 介護老人保健施設サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定している場合にあっては、入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注12
<p>(12) 特別療養費</p>	<p>① 介護療養型老人保健施設においては、利用者に対して、日常的に必要な医療行為を行った場合、特別療養費を算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注13
<p>(13) 療養体制維持特別加算</p>	<p>① 介護療養型老人保健施設においては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合、療養体制維持特別加算を算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のイ・ロの注14

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
(14) 初期加算	① 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表第の2のハの注
	② 初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、「自立度判定基準」によるランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合の限り算定しているか。	適	否	該当なし		
	③ 当該介護老人保健施設の短期入所療養介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初期加算は入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定しているか。	適	否	該当なし		
(15) 退所時指導等加算 ア 退所前後訪問指導加算 (460単位)	① 退所前後訪問指導加算について、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定しているか。	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の2のニの注1
	② 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定しているか。	適	否	該当なし		
イ 退所時指導加算 (400単位)	① 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の2のニの注2
	② 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として算定しているか。	適	否	該当なし		
ウ 退所時情報提供加算 (500単位)	退所時情報提供加算については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の2のニの注3

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
エ 退所前連携加算 (500 単位)	<p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも同様に算定しているか。</p>					
	<p>退所前連携加算については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の 2 の二の注 4
オ 老人訪問看護指示加算 (300 単位)	<p>老人訪問看護指示加算については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の 2 の二の注 5
(16) 栄養マネジメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設について、1日につき14単位を加算しているか。</p> <p>イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置しているか。</p> <p>ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。</p> <p>ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。</p> <p>ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。</p> <p>ホ 平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の28に定める基準に適合する（通所介護費等の算定方法の基準に該当していない）介護老人保健施設であるか。</p>	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の 2 のホの注
(17) 経口移行加算	<p>① 平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の29に定める基準に適合する（通所介護費等の算定方法の基準に該当していない）介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごと経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、</p>	適	否	該当なし		平 12 厚告 21 別表の 2 のへの注 1

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28単位を加算しているか。</p> <p>② 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	適	否	該当し		平 12 厚告 21 別表の 2 のへの注 2
(18) 経口維持加算	<p>① <u>平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の30に定める基準</u>に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、この場合において経口移行加算を算定していないか。</p> <p>また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合において経口維持加算（Ⅱ）を算定していないか。</p> <p>イ 経口維持加算（Ⅰ） 28単位 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としているか。</p> <p>ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5単位 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としているか。</p> <p>※基準</p> <p>イ 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>ロ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。</p> <p>ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。</p> <p>ニ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。</p> <p>ホ 上記ロからニを多職種協働により実施するための体制が整備されていること。</p>	適	否	該当し		平 12 厚告 21 別表の 2 のトの注 1

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
		適	否	該当なし		
	② 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のトの注2
(19) 口腔機能維持管理加算	平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の31に定める基準に適合する（通所介護費等の算定方法の基準に該当していない）介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合には、1月につき30単位を加算しているか。	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のチの注
(20) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護老人保健施設施設が、平成12年厚生省告示第23号（厚生大臣が定める者等）の44に定める療養食を提供したときは、1日につき23単位を加算しているか。 なお、この場合において経口移行加算又は経口維持加算を算定していないか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 ハ 食事の提供が、平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の8に定める基準に適合する介護老人保健施設において行われているか。 ※療養食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のリの注
(21) 在宅復帰支援機能加算	平成12年厚生省告示第25号（厚生大臣が定める基準）の41に定める基準に適合する介護老人保健施設施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 なお、在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定してはいないか。 （1）在宅復帰支援機能加算（Ⅰ） 15単位 （2）在宅復帰支援機能加算（Ⅱ） 5単位 ※在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）の基準 イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた者に限る。）の占める割合が	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のヌの注

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>100分の50を超えていること。</p> <p>□ 退所者の退所した日から30日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。</p> <p>※在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）の基準</p> <p>イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた者に限る。）の占める割合が100分の30を超えていること。</p> <p>□ 退所者の退所した日から30日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。</p>					
<p>(22) 緊急時施設療養費</p> <p>ア 緊急時治療管理</p>	<p>入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定しているか。</p> <p>① 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処理等を行ったときに算定しているか。</p> <p>② 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定しているか。</p> <p>③ 同一の入所者について1月に1回を限度として算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のルの(1)の注1、注2、注3
イ 特定治療	<p>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第3項に規定する保健医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（平成12年厚生労働省告示第23号の45に定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定しているか。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のルの(2)
(23) 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定の単位数を算定しているか。</p> <p>なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p>	適	否	該当なし		平12厚告21別表の2のヲ

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
	<p>(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準 ① 当該施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の基準 ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>					
(24) 認知症情報提供加算	<p>過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限度として350単位を加算しているか。なお、当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関（認知症患者医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く。）に対する紹介を行った場合に算定していないか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める機関 イ 認知症患者医療センター ロ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関</p>	適	否	該当し		平 12 厚告 21 別表の 2 のワ

介護老人保健施設基準（第5 介護給付費の算定及び取扱）

主 眼 事 項	着 眼 点	判 定 区 分			判 定 状 況 等	根拠条文・規程・通知等
(25) サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届けた介護老人保健施設が入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に後に掲げる3その他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 12単位 ① 当該介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位 ① 当該介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ② 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位 ① 当該介護老人保健施設の介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。 ただし、平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。</p>	適	否	該当し		平 12 厚告 21 別表の 2 のカ